

10月22日(日)は 衆議院議員総選挙 投票日です

10日:公示／22日:投開票

October 2017

S	M	T	W	T	F	S
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				



市民連合
shiminrengo.com



市民連合

衆院選2017 ガイドブック



2017 ELECTION GUIDE

Introduction

10月22日、第48回衆議院議員総選挙が行われます。今回の選挙において問われているのは「安倍政権による政治をこれ以上続けるのか」です。

安倍政権や自民党は、特定秘密保護法、安保法制、共謀罪法など、これまでの日本政治の根本を揺るがす危険な選択を行ってきました。安倍政権の政治における一番の問題は、憲法に沿った議会政治や法律・手続きに則った行政を行うという最低限のルールすら守らないということです。

政治課題に対する解決法には様々な視点がありますが、それらはすべて憲法の定める範囲内で作成され、憲法に規定された手続きを経て成立されなければなりません。安倍政権がことごとく政治のルールを破ってきたということは、私たちの生活の根幹である個人の自由や尊厳を切り崩してきたということです。

こうした日本政治への危機感から、昨年の参院選において、従来はまとまることのなかった野党が憲法に立脚する立場、つまり立憲野党として協力して選挙をたたかい、32ある1人区のうち11の選挙区で勝利を収めました。

そして、この野党共闘の背景には、日本全国の市民による強力な後押しがありました。投票だけでなく、市民が主体的に選挙に参加することで、これまでの政治のあり方や選挙の結果を大きく変えられるということが示されたのです。

私たちは今、もう一度問い直す必要があるのではないのでしょうか。

私たちの未来のためによりよい選択は何か。本当に安倍政権や自民党しかないのか。私たち一人ひとりの生活を守るために、自由や尊厳を守るために、今の政治に向き合しましょう。

立憲野党と市民が協力すれば、政治を変えることができます。あなたの行動で政治は変わります。一部の政治家やそのオトモダチだけのために政治が使われてはいけません。みんなのための政治を取り戻しましょう。

みんなのための政治を。
あなたの手で。

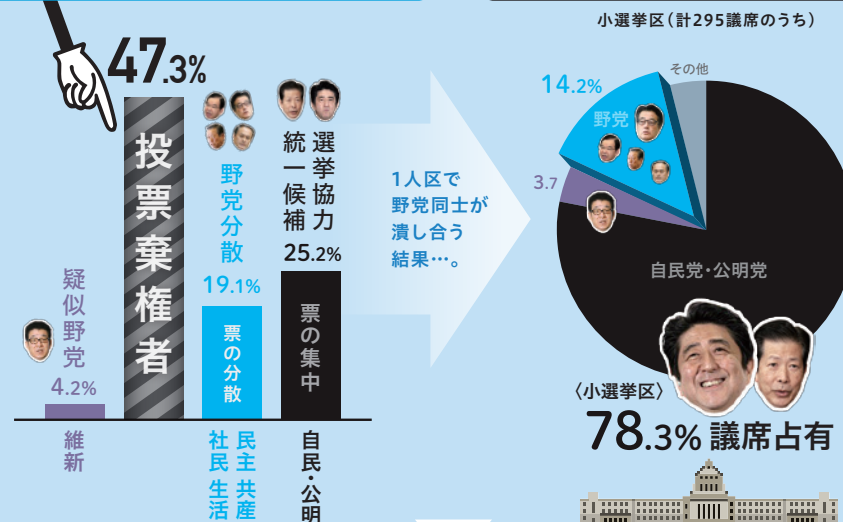
はじめに

「棄権」と、得票と、議席の相関

2014 衆院選の「小選挙区制」での結果

「得票率」は与野党で競りましたが

「小選挙区」獲得議席は..



参照元：総務省 衆議院議員総選挙結果調(2014年)

2017 衆議院議員総選挙

《政党別得票に応じて議席》

《各選挙区に一人が当選》

* 比例代表制: 176 議席

小選挙区制: 289 議席

全465議席

一般に、衆議院選挙では参議院選挙に比べて、政権を選択する意味合いが強くなる特徴があります。首相の指名において、衆議院が参議院に優越するからです。このことを考えた場合、安保法制や9条改憲そして立憲主義の回復に加えて、経済や生活保障の問題が、投票にあたっていっそう重要なウエイトを占めるようになってくるでしょう。

また、衆院選は小選挙区ごとに候補者が立つため、参院選よりも地域に密着した選挙運動が展開され、市民が参加しやすくなります。選挙に行くだけではなく、選挙に参加してみましょう。

→参加の方法は《P10-11》をご覧ください。

* 比例代表制は11の地域ブロックを単位

争点 1. なぜいま解散なの？

森友・加計学園問題隠し のための解散。



今回の総選挙は、その理由について与野党双方から「理由がわからない」「大義がない」という声があがりました。

そもそも立憲野党は今年6月、加計学園問題の真相究明のために憲法第53条にもとづき臨時国会を早期にひらくことを政権与党に求めていました。

しかし、政権与党はこの要求に対して3ヵ月以上も答えず、9月28日ようやく開かれることとなった国会の冒頭で安倍首相は衆議院を解散しました。開かれた国会において野党からの質疑を受けずに、解散することは戦後初めての事態です。

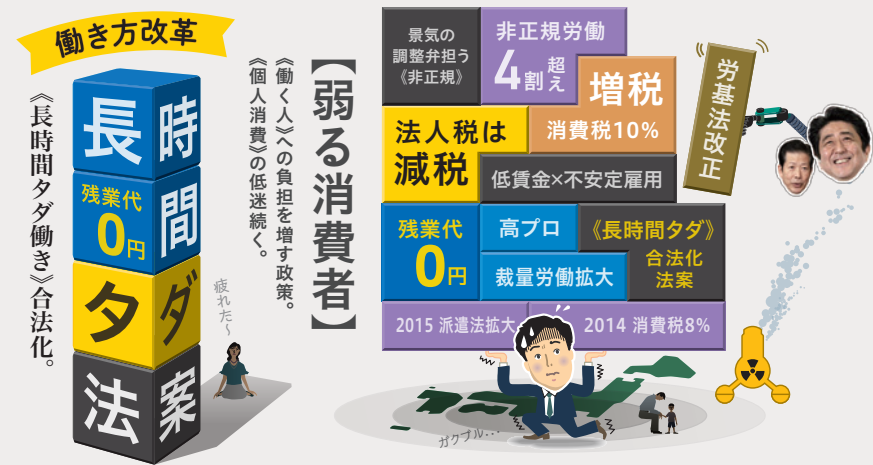
こうした異例の解散総選挙は、安倍政権が森友学園や加計学園に関する疑惑を隠そうとしているからだといわざるを得ません。安倍首相や政権幹部などと親しいかどうかで行政の手続きがゆがめられたのか、公平・公正な行政プロセスだったのか。これらは民主主義と法治国家にかかわる大きな問題です。また、数十億円もの税金が不公平に使われた可能性もあり、私たちの生活にも直結する問題です。

憲法上内閣が議院を解散する権限を持っていますが、いつでもそれを使ってよいと定められているわけではありません。

ましてや、自分たちの保身のために重要な政治問題を隠し、「今なら選挙に勝てるから」という党利党略で解散権を乱用することは、私たちが政治を託している国会をないがしろにする行為です。

争点 2. 経済と暮らし

「人づくり」ではなく、 安心して暮らせる「社会づくり」が必要です。



安倍首相は今回の衆議院の解散を、消費税増税とそれによる社会保障の拡充の是非を問う「人づくり解散」としました。

しかし、一方で法人税を下げおきながら、これ以上消費税を増税することは、個人消費をさらに冷え込ませ、日本経済をいっそう停滞させかねません。

労働分野では安倍政権の掲げる「働き方改革」の目玉である労働基準法改正案が大きな問題となっています。たとえば、高度プロフェッショナル制度の導入は「時間ではなく成果で報酬が決まる」ようになるものではなく、年収1,075万円以上の所得者の残業代をゼロにするだけの法案です。

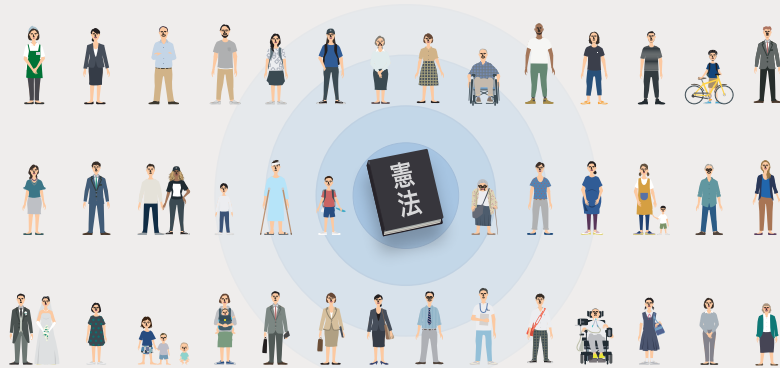
また、裁量労働制が適用される対象業務の範囲拡大は、定額で働かせ放題になる労働者の激増につながります。いずれも長時間労働問題を深刻化させるものです。

日本経済の課題である個人消費の拡大のためには、まずしっかりと生活の保障が必要です。社会保障の充実、最低賃金の上昇と中小企業への手厚い支援、安定した雇用の実現、そして学費値下げ、給付型奨学金制度の充実等によって安心して暮らしを実現し、より消費にお金をまわすことができれば、経済の好循環を生み出せます。

更に、安倍政権はいまだに原発の再稼働と輸出を目指していますが、私たちの安心して暮らすためには、早期の脱原発が必要であることはいまでもありません。

争点 3. 憲法をないがしろにする政治

個人の自由と尊厳の擁護は 民主政治の根幹です。



2012年に第二次安倍政権が発足して以降、日本政治はその姿を大きく変えてきました。政治の根幹である憲法は、私たち個人の自由や尊厳が、政治権力によって脅かされないために権力者を縛る政治の基本ルールです。

しかし、特定秘密保護法、安保法制、共謀罪法など安倍政権下で整備されてきた立法の数々が平和主義や基本的人権、個人の尊厳、表現の自由といった憲法の規定に違反しています。

私たちは個人の自由と尊厳を擁護し、憲法に立脚する政治を目指さなければなりません。それはこの社会に暮らす誰もが自分らしく生きることのできる社会をつくることでもあります。

日本の男女格差は世界的に見ても深刻な状態です。また、LGBTに対する根強い差別意識も存在します。誰であれ、属性ではなく、ありのままの個人として暮らすことができる社会をつくりましょう。

そのために男女同一価値労働同一賃金の実現、性暴力に対する罰則・規制の強化、同性婚の合法化、議員や企業幹部など社会の様々な場面におけるパリティ（男女同数）の導入などが求められます。私たちは、民主的で多様性に富んだ社会を、これ以上安倍政権に壊されないために、個人の自由や尊厳の擁護を強く訴えます。

争点 4. 憲法改正

何が何でも「改憲ありき」ではなく、 日本が直面する政治課題への対応が急務です。



今回の総選挙において自民党は憲法9条一部改正を公約の1つとして掲げています。今回の総選挙で衆議院の総議員のうち3分の2を改憲勢力が占めれば、安倍政権は本格的に憲法改正へと踏み出すでしょう。

自民党の公約として掲げられている「9条改正案」とは現在の9条を残しつつ、自衛隊の存在を憲法に明記するという内容です。

この背景には、圧倒的多数の憲法学者から憲法違反とされた集団的自衛権の行使容認があります。「9条改正案」には集団的自衛権によって武力を行使する実質的な「軍隊」として自衛隊を「合憲化」してしまおうという意図があります。しかし、これでは戦争や戦力の放棄が記されている9条1項2項との間に深刻な矛盾をきたします。

その一方で、自衛隊を憲法に明記せずとも現在すでに自衛隊は存在しており、わざわざ800億円もの税金や多大な政治的労力を投入して国民投票を行う必要はありません。

さらに現在、自民党や日本維新の会の間で「教育無償化」のための憲法改正が議論されています。しかし、これは現行憲法下でも、政府が教育に予算を回せば実施可能であり、憲法改正はまったく必要ありませんし、予算がなければ憲法を変えても実施できません。今必要なのは、安倍政権や自民党のような何が何でも「改憲ありき」という姿勢ではなく、現実的に日本が直面している課題の解決に取り組む政治です。

投票の流れ

How To Vote

START

今住んでいるところに
3ヶ月以上「住民票」を置いている



※正確には…公示日の前日、10月9日の時点で、
今住んでいるところに3ヶ月以上「住民票」を
置いていることになれば、YESへ。

YES

「投票所入場整理券」が
郵送されて届きます

10月22日(日)「投票日当日」に投票へいける

YES

投票日に投票



投票当日に「投票所」へ

持ち物CHECK!

☐ 投票所入場整理券

※選挙前に封筒で世帯ごとに送られて
きます。万が一紛失した場合も、投票
所で再発行することができます。

NO

期日前投票へ



「期日前投票所」へ

持ち物CHECK!

☐ 投票所入場整理券

●10/11～10/21 ●8:30～20:00
※時間帯は地域によって異なります。
※整理券がなくても投票できます。

NO

自分の状況にあった投票の仕方を確認しましょう。

手続きに時間がかかる場合もあるので、早めにチェック!



以前住んでいたところに、
3ヶ月以上「住民票」を置いている、
または、置いていた

YES

NO

不在者投票へ

STEP1

投票用紙を
請求しよう



- ①「不在者投票宣誓書兼請求書」を
総務省のホームページから印刷
- ② 必要事項を記入
- ③ 以前住んでいた市区町村の
「選挙管理委員会」に郵送

※1～2週間ほど時間がかかる場合が
あるので早めの行動を!

STEP2

最寄りの
「選挙管理委員会」へ

持ち物CHECK!

☐ 届いた封筒

以下が
入って
います

- 1.投票用紙
- 2.投票用封筒
- 3.不在者投票証明書用封筒
(開封厳禁)

●10/11～10/21 ●8:30～20:00
※時間帯は地域によって異なります。

問い合わせよう



以前住んでいた市区町村の「選挙
管理委員会」に問い合わせ、投票
の仕方を聞いてみよう。

詳しくは「総務省のHP」へ



www.soumu.go.jp

住民票を移してから3ヶ月以上経
過していないと選挙人名簿に登録さ
れないので、投票入場整理券は届き
ません。

今回は、10月22日に衆議院選挙
が予定されています。この選挙で投
票するためには、公示日の前日、10
月9日から3ヶ月以上前に住民票を
移している必要があります。

この日を過ぎると、引越し先の住
所では投票ができなくなるので注意
してください。

選挙に参加しよう

How to Participate

「投票したい人がいない」「投票しても、どうせ変わらない」。しかし諦めてしまったら、この現実はそのまです。私たちには、今すぐ出来ることがたくさんあります。みんなが動き出せば、選挙の景色は変わっていきます。この国の政治が変わっていきます。選挙をつくるのは、候補者だけでなく、私たち一人ひとりです。

10月10日(火) 公示日

〈政治活動〉 公示日〈前〉にできること

衆議院議員選挙の選挙運動期間はわずか12日間。公示前の動きは重要です。選挙期間前は、「選挙運動」にあたらぬ「政治活動」をすることができます。

1 立候補予定者を知る



立候補予定者本人のtwitter/facebookやHP等チェック、フォローし、拡散しましょう。

2 事務所に行ってみる

事務所では、ビラおり、2連ポスターの張り替え、公示日の公営掲示板へのポスター貼りなど、とにかく人手が必要です。

3 立候補予定者本人ビラのポスティング



公選法上、公示後は候補者の掲載された印刷物の数が限定されてしまいます。公示前に1枚でも多くの政策ビラを配ったり、ポスティングすることが肝心です。シールアンケート(例:今回の解散についてどう思うか?)を行いながら、ビラを配るのも有効的です。



注意

特定の立候補予定者への投票依頼はできません。

たとえば、立候補予定者の名前と投票日が掲載されている広報物も「選挙運動」とみなされるため、注意が必要です。

〈投票率UPアクション〉 いつでもできること

いつでも、誰でも、「選挙があるよ」「投票しよう」等のアピールはできます。

この選挙の意味

投票の大切さ

投票期間の日時

期日前投票の方法

持ち物

たとえば、これらのことなどを伝えてみましょう。

選挙運動

気をつけること

《公職選挙法を必ず確認》

「選挙運動」は、公職選挙法による規制があり、必ず事前に確認が必要。不明な点は「地元の選挙管理委員会」へ質問しましょう。

主な禁止事項



- × 満18歳未満の選挙運動 (137条の2、239条)
- × 選挙運動期間外(*1)の選挙運動 (129条、239条)
- × 候補者以外が電子メールを使った選挙運動 (142条の4、243条)
- × ウェブサイトや電子メール(*2)を印刷して頒布 (142条、243条)
- × 誹謗中傷やデマ、なりすまし行為 (235条)
- × 自分の手持ちのハガキ等で投票を頼むこと (142条)

(*1) 選挙運動期間：公示・告示日から「投票日前日の23時59分」まで。

(*2) 候補者のウェブサイトや電子メールなどを印刷して配ることも禁止されています。

〈選挙運動〉 公示日〈後〉にできること (*1)

有権者とのコミュニケーションが取れるアクションが肝！自分がなぜその候補者を選ぶのか、自分の言葉で語るのが大事になります！これに勝るものはありません。

1 選挙事務所に行こう



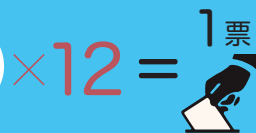
一人でも多くの人に候補者のことを伝えられる最も効果的なアクションが「電話がけ」です！

とにかく人手が必要！選挙事務所はみなさんの力を待っています。

ある統計では、12本かけると1票につながると言われています。一票を積み重ねる確実な方法です。



Telephone



2 SNSで投票依頼



twitterやfacebookのメッセージやLINEを通して、知人に自分の応援する候補者の投票依頼を行おう！応援している候補者のHPや演説動画を送ることも効果的。

3 応援する候補者の街頭演説に参加する



写真や動画に収め、言葉を添えてSNS等に投稿しましょう。

投票日当日も「投票へ行こう」の呼びかけはOK!

1 選挙のことを、日常の中で話題にする。

- A. 友人と話す。
- B. SNS等で広める。
- C. イベントをする。
- D. メッセージTシャツを着る。



2 「投票に行こう」プラカードをつくる。

- A. 学校・駅前などに立つ、呼びかける。
- B. 歩道から車にアピールする。
- C. 自宅や車などに貼る。

GO VOTE

